

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成24年10月1日作成)

法令名	高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)		
根拠条項	第5条		
許認可等の種類	サービス付き高齢者向け住宅事業の登録		
法令の定め	<p>高齢者向けの賃貸住宅又は老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホーム(以下単に「有料老人ホーム」という。)であって居住の用に供する専用部分を有するものに高齢者(国土交通省令・厚生労働省令で定める年齢その他の要件に該当する者をいう。以下同じ。)を入居させ、状況把握サービス(入居者の心身の状況を把握し、その状況に応じた一時的な便宜を供与するサービスをいう。以下同じ。)、生活相談サービス(入居者が日常生活を支障なく営むことができるようにするために入居者からの相談に応じ必要な助言を行うサービスをいう。以下同じ。)その他の高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスを提供する事業(以下「サービス付き高齢者向け住宅事業」という。)を行う者は、サービス付き高齢者向け住宅事業に係る賃貸住宅又は有料老人ホーム(以下「サービス付き高齢者向け住宅」という。)を構成する建築物ごとに、都道府県知事の登録を受けることができる。</p>		
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者居住安定確保計画 第4章4-1の(1)② 高齢者虐待防止及び高齢者の権利利益の不当な侵害防止に向けた適切な対策を講じること。 ・ 北海道におけるサービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る運用基準別紙のとおり 		
標準処理期間	総期間	日・(土日を除く)	
	経由機関	日・()	
	協議機関	日・()	
	処分機関	日・()	
処分担当課	建設部住宅局建築指導課 (電話番号:011-204-5577)		
申請先	特定非営利活動法人シーズネット (電話番号:011-708-8567)		
問い合わせ先	特定非営利活動法人シーズネット (電話番号:011-708-8567)		
備考			

北海道におけるサービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る運用基準

平成24年11月1日 施行

北海道におけるサービス付き高齢者向け住宅事業を登録する場合の高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条（登録の基準等）の規定及び国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第8条（規模の基準）、第9条（構造及び設備の基準）の規定に係る運用基準を次のとおりとする。

なお、この基準は北海道が所管する区域内に適用するものとする。

1. 各居住部分の基準

- (1) 床面積は、壁芯により算定したものであること。
- (2) 洗面設備は台所設備等他の設備と共用となっていないこと。
- (3) パイプスペース等については小規模なもの（各居住部分につき床面積の合計概ね0.5㎡以下）は専用部分の面積に含むことができる。ただし、共用部分から点検等を行うものについては、専用部分に含むことはできない。

2. 規則第8条の規定による「居間、食堂、台所その他の居住部分に供する部分が高齢者が共同して利用するため十分な面積を有する場合」の基準

- (1) 共同利用の居間・食堂・台所部分の床面積を、2.5㎡未満となる住戸数で除した値が、2㎡以上であること。
- (2) 2.5㎡以上の住戸の入居者も共同利用する場合にあっては、それらの者を含め利用に支障の無い広さを確保すること。

3. 規則第9条ただし書の規定による「共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室を備えることにより、各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合」の基準

(1) 共同利用の台所を備えることにより、同等以上の居住環境とみなす基準

- ① 食事提供サービスを実施している場合において、台所設備のない住戸数概ね20戸につき1戸が同時に利用できる台所設備が備えられていること。
- ② 共同利用の台所設備は、台所設備のない住戸のある階毎に備えられなければならない。ただし、エレベーターなどによる入居者の円滑な移動が可能な場合はこの限りでない。
- ③ 共同利用の台所設備は、施設管理者によって適切に管理され、良好な衛生状況が確保されていること。
- ④ 食事提供サービスを実施していない場合は、当該住戸の半数以上が同時に利用できる共同利用の台所設備が備えられていること。

(2) 共同利用の浴室を備えることにより、同等以上の居住環境とみなす基準

- ① 共同利用の浴室の洗いの場の数の合計は、浴室のない住戸数概ね10戸につき1箇所以上備えられていること。ただし、入居者の身体の清潔が維持されるよう、入居者（要介護者等）の身体状況等に応じ適切に計画及び管理される場合においては、この限りではない。
- ② 共同利用の浴室は、浴室のない住戸のある階毎に備えられていること。ただし、エレベーターなどによる入居者の円滑な移動が可能な場合はこの限りでない。
- ③ 共同利用の浴室は、施設管理者によって適切に管理され、良好な衛生環境が保たれていること。

(3) 共同利用の収納設備を備えることにより、同等以上の居住環境とみなす基準

- ① 共同利用の収納設備は、収納設備のない住戸別に利用しやすい適切な位置に設け、かつ、入居者が自ら施設管理できる構造であること。ただし、各住戸に収納設備がある場合はこの限りでない。
- ② 共同利用の収納設備は、適切な高さに設けられるなど、高齢者の安全に配慮されたものであること。

4. 留意事項

(1) 共同利用部分の取り扱い

- ① 入居者が自由に若しくは同意する管理状況の下で自由に利用できる共同利用部分とする。
- ② 共用廊下や共用玄関などの経路、食事提供サービスの厨房、機械室など、入居者が住生活の利便の向上を目的に直接利用するものでない部分は含まない。

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成24年10月1日作成)

法令名	高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)
根拠条項	第8条
許認可等の種類	サービス付き高齢者向け住宅事業の登録の拒否
法令の定め	都道府県知事は、第5条第1項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第6条第1項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。
審査基準	設定しない (設定しない理由) 審査基準が法令の定めに尽くされているため
標準処理期間	総期間 日・(土日を除く) 経由機関 日・(協議機関 日・(処分機関 日・()
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築企画グループ(電話番号:011-204-5577)
申請先	特定非営利活動法人シーズネット(電話番号:011-708-8567)
問い合わせ先	特定非営利活動法人シーズネット(電話番号:011-708-8567)
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成24年10月1日作成)

法令名	高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)
根拠条項	第9条
許認可等の種類	サービス付き高齢者向け住宅事業の登録の変更
法令の定め	登録事業を行う者(以下「登録事業者」という。)は、第六条第一項各号に掲げる事項(以下「登録事項」という。)に変更があったとき、又は同条第二項に規定する添付書類の記載事項に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
審査基準	設定しない (理由) 審査基準が法令の定めに尽くされているため
標準処理期間	総期間 日・(土日を除く) 経由機関 日・() 協議機関 日・() 処分機関 日・()
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築企画グループ(電話番号:011-204-5577)
申請先	特定非営利活動法人シーズネット(電話番号:011-708-8567)
問い合わせ先	特定非営利活動法人シーズネット(電話番号:011-708-8567)
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成24年10月1日作成)

法令名	高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)
根拠条項	第11条
許認可等の種類	サービス付き高齢者向け住宅事業の地位の承継
法令の定め	登録事業者がその登録事業を譲渡したときは、譲受人は、登録事業者の地位を承継する。 2 登録事業者について相続、合併又は分割(登録事業を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割によりその事業を承継した法人は、登録事業者の地位を承継する。
審査基準	設定しない (理由) 審査基準が法令の定めに尽くされているため
標準処理期間	総期間 日・(土日を除く) 経由機関 日・(協議機関 日・(処分機関 日・()
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築企画グループ(電話番号:011-204-5577)
申請先	特定非営利活動法人シーズネット(電話番号:011-708-8567)
問い合わせ先	特定非営利活動法人シーズネット(電話番号:011-708-8567)
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成24年10月1日作成)

法令名	高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)
根拠条項	第12条
許認可等の種類	サービス付き高齢者向け住宅事業の廃業等の届出
法令の定め	登録事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その日の30日前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。 一 登録事業を廃止しようとするとき。 二 登録事業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散しようとするとき。 2 登録事業者が破産手続開始の決定を受けたときは、破産管財人は、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。 3 登録事業者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するに至ったときは、第5条第1項の登録は、その効力を失う。 一 登録事業を廃止した場合 二 破産手続開始の決定を受けた場合 三 登録事業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合
審査基準	設定しない (理由) 審査基準が法令の定めに尽くされているため
標準処理期間	総期間 日・(土日を除く) 経由機関 日・() 協議機関 日・() 処分機関 日・()
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築企画グループ(電話番号:011-204-5577)
申請先	特定非営利活動法人シーズネット(電話番号:011-708-8567)
問い合わせ先	特定非営利活動法人シーズネット(電話番号:011-708-8567)
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成24年10月1日作成)

法令名	高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)
根拠条項	第28条
許認可等の種類	指定登録機関の指定
法令の定め	都道府県知事は、その指定する者(以下「指定登録機関」という。)に、サービス付き高齢者向け住宅事業の登録及び登録簿の閲覧の実施に関する事務(前節の規定による事務を除く。以下「登録事務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。
審査基準	
標準処理期間	総期間 1 月・() 経由機関 日・() 協議機関 日・() 処分機関 日・()
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築企画グループ (電話番号:011-204-5577)
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	